「こども家庭ソーシャルワーカー」資格のための研修の認定に関する実施要項

一般財団法人日本ソーシャルワークセンター
2024 年４月１日
最終改訂：2025 年 3 月 21 日

「こども家庭ソーシャルワーカー」認定資格の研修認定にあたり、諸規程等に基づいて研修認定の基準や認定申請等について以下の要項により取り扱うこととする。

１．目的

一般財団法人日本ソーシャルワークセンター（以下「センター」という。）は、国が認定するこども家庭ソーシャルワーカーに要する児童福祉相談支援等技能の審査・証明を行う事業を実施する認定法人として、センター定款４条の規定に基づくソーシャルワークに携わる者の研修の認定に関する業務を行う場合は、この規程の定めるところにより行う。

２．認定する研修

児童福祉法施行規則第五条の二の八に基づき、こども家庭ソーシャルワーカーを取得するための試験を受験するためには、センターが認めた指定研修等における必要な研修を修了しなければならない。

上記の対象となる研修の種類は、こども家庭庁告示第 14 号（以下「告示」という。）に基づき、こども家庭庁長官が定める基準を満たす以下３つの研修である。

①指定研修（研修区分１）
詳細は別表１を参照

②追加研修（研修区分２）
詳細は別表２を参照

③ソーシャルワークに関する研修（研修区分３）
詳細は別表３を参照

３．受講対象者

令和 5 年 11 月 14 日付内閣府令第 72 号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令等の整備等に関する内閣府令」第 5 条の 2 の 8 に該当する者を受講対象とする。

具体的には、研修受講を申し込む時点で、以下①～④のいずれかの要件を満たすことが必要である。

①社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルート（第１号）

社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において 2 年以上主として児童の

福祉に係る相談援助業務に従事した者

②社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルート（第２号）

社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において２年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（第１号の者を除く）

③相談援助実務経験者ルート（第３号）

指定施設において４年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者

④保育所等保育士ルート（第４号）

保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において４年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

また、こども家庭ソーシャルワーカーの取得要件を満たすことができる相談援助業務など、受講要件については別に定める。

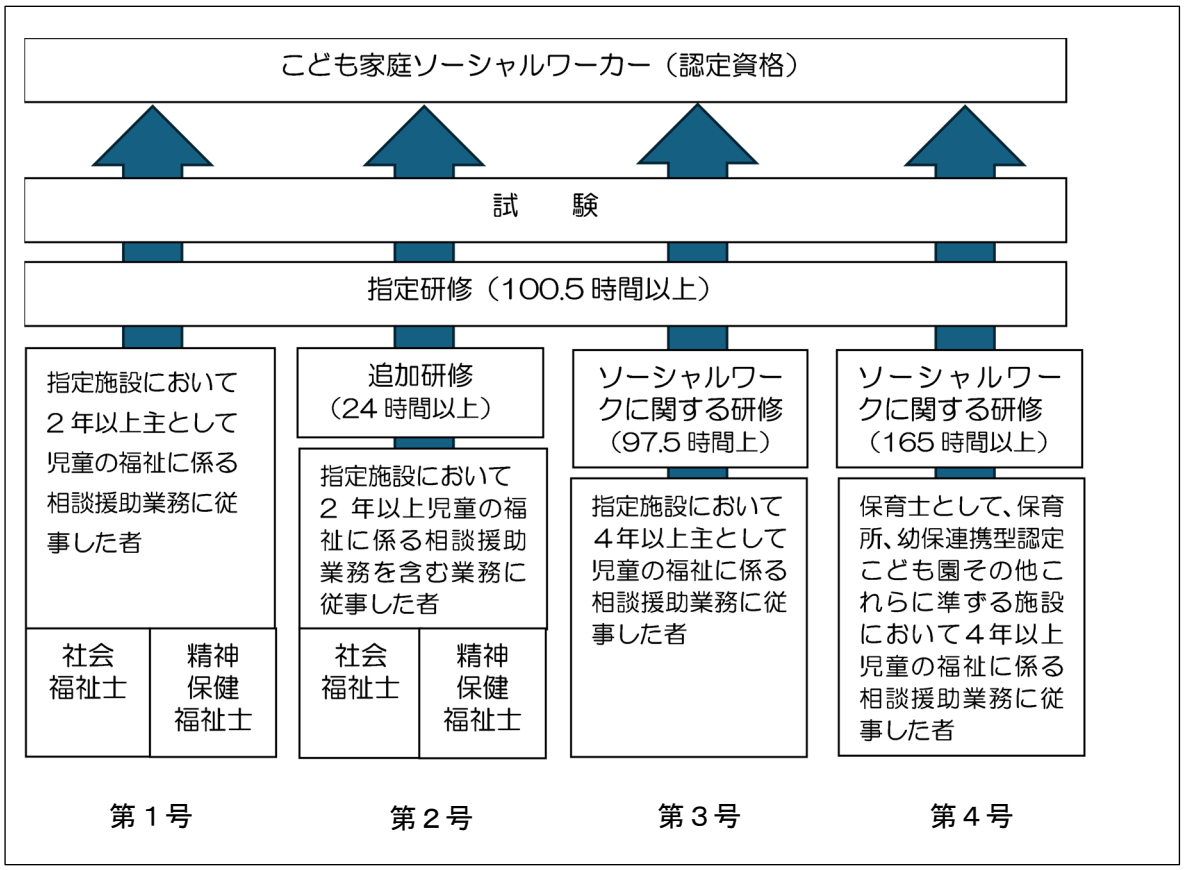

４．認定基準

（１） 研修実施機関

こども家庭庁長官告示第 14 号に基づき、令和 6 年 4 月 1 日から適用される児童福祉法施行規則第 5 条の 2 の 12 第 2 項第 7 号において定める基準（下記①～⑪）を満たしていること。

① 令和 5 年 11 月 14 日付内閣府令第 72 号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令等の整備等に関する内閣府令」第 5 条の 2 の 8 に該当する者であることを受講の資格とするものであること。

② 修業期間は、センターが定める期間であること。

③ 講習の内容は、児童福祉法施行規則（以下「規則」）第 5 条の 2 の 8 第 1 号に掲げる者については別表１、同上第 2 条に掲げる者については別表１及び別表２、同上第 3 号及び第 4 号に掲げる者については別表１及び別表３に定めるもの以上であること。

④ 講師は、センターが定める講師要件（別表４）を満たすこと。

⑤ 講習の実施場所が確保されていること

⑥ 見学実習を行うのに適当な施設を見学実習に利用できること。

⑦ 申請する研修の各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

⑧ 事務職員を有すること。

⑨ 講習実施関係情報の管理及び維持経営の方法が確実であること。

⑩ 講習を受講し、又はしようとする者に対し、講習の内容、講師その他の事項に関する情報を開示しており、その開示した情報が虚偽又は誇大なものではないこと。

⑪ 講習の一部を委託する場合は、その委託を受けた者がその講習について規則第五条の二の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカーとなるのに必要な技能等を修得させるために必要な資力、社会的信用及び業務遂行能力を有する者であることを確認すること。

（２） 研修実施方法等

①研修の提供方法

研修の提供については、１つの研修実施機関が全ての研修科目を提供することを基本としながらも、複数の研修実施機関が提供する科目により構成される、１つの研修パッケージを認定することも可能とするが、この場合でも（１）の要件を満たすことと併せて、以下を要件とする。

・「研修パッケージ」は、研修に含まれる科目等で切り分けることなく、「指定研修」「ソーシャルワーク研修」「追加研修」の研修ごとに１つの研修パッケージとすること。

・「研修パッケージ」は、複数の団体（学校、機関など）が連合する連合体での実施が

基本であり、そのうちの１つの団体が代表して申請すること。

②研修のカリキュラムと実施方法

(ｱ) こども家庭ソーシャルワーカーになった者には、令和 5 年 11 月 14 日公布の令和 5 年内閣府令第 72 号第 5 条の 2 の 9 から 11 に示される以下の内容が求められることを踏まえて研修等を行うこと。

・こども家庭ソーシャルワーカーは、児童の福祉の増進のため、常にその担当する者の立場に立って、誠実にその業務を行うよう努めなければならない。

・こども家庭ソーシャルワーカーは、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。こども家庭ソーシャルワーカーでなくなった後においても、同様とする。

・こども家庭ソーシャルワーカーは、児童の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、児童福祉相談支援等技能の向上に努めなければならない。

(ｲ) 「指定研修」「追加研修」「ソーシャルワークに関する研修」の各科目は、別表５、別表６、別表７に示される到達目標及び想定される研修内容の例示を踏まえて研修を構成すること。また、規定時間以上の時間を確保し、確実に実施すること。

(ｳ) 演習においては、具体的な内容を含む事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、複合的な課題への支援を遂行できる総合的かつ実践的な能力の修得に向けた指導等を行うこと。

演習は、講義科目で学習した価値・知識・技術を統合して実践的な内容として展開することに留意しつつ、こども家庭福祉の支援において求められる実践的な能力を修得するため、個別指導並びに集団指導を用いて具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレーイング、グループワーク、事例検討等）を中心とする演習形態により行うこと。

(ｴ) 見学実習における見学は、以下の施設で行うこと。

児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業を行う施設、障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、教育機関、児童自立生活援助事業を行っている施設、子育て短期支援事業を行っている施設、児童家庭支援センター、こども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、その他都道府県又は市町村の児童家庭相談業務を行う部署、こども家庭福祉の相談援助業務を行っている都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会

(ｵ) 講義は参集・対面、オンライン・ライブ、オンデマンド形式（※）の配信のいずれも可とする。

(ｶ) 演習は、参集・対面を基本とするが、 参集・対面で行う演習と同等の質が担保するため、研修実施機関の責任の下、講師が受講者の参加状況を把握でき、講師と受講者ならびに受講者間の双方向性による演習展開を適切に実施できる場合には、参集・対面と同等の質を担保できるものとしてインターネットを活用したオンライン・ライブでの実施ができるものとする。なお、研修実施機関は各科目における演習内容を踏まえ、研修の質を担保する観点から実施方法について慎重に判断すること。

(ｷ) 見学実習科目は、参集・対面を基本とするが、見学実習科目のうち「事前学習」と「事後学習」の部分については、研修実施機関の責任の下、講師が受講者の参加状況を把握でき、講師と受講者ならびに受講者間の双方向性による演習展開を適切に実施できる場合には、参集・対面と同等の質を担保できるものとしてインターネットを活用したオンライン・ライブでの実施ができるものとする。ただし、「事前学習」「事後学習」が、見学先が異なる受講者を混合して行う場合は、講師の進行・管理において、十分な学習効果を確保できるような工夫を行うこと。

(ｸ) 見学実習の見学は、研修実施機関の責めによらない災害・感染症等の事態により施設の受け入れが困難となり、かつ、施設の変更も困難である場合には、見学に代えて、インターネット等を活用したオンライン・ライブ実施等により、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないものとする。

(ｹ) インターネット等を活用した実施とする場合、セキュリティ対策等のインターネット等を活用した研修の実施体制を確保することに留意し、また科目ごとに添削指導を行う、授業の理解度を確認する等、受講者の理解度や受講の姿勢が測れるようなものであること。

(ｺ) 研修の実施にあたっては、各研修の到達目標及び想定される研修内容の例示にある内容を十分に教授できる教材を使用すること。

(ｻ) 指定研修及び追加研修の科目について、演習に該当する部分をまとめて教授する等、研修実施機関において柔軟な実施を可能とする。

(ｼ) 追加研修の講義部分（９時間）については、社会福祉士養成課程において「児童･家庭福祉」に該当する科目を履修した者は、講義部分の受講を免除することができる。

(※) 「オンライン・ライブ」：インターネット等を活用した生配信（多様なメディアを高度に利用して行うものであって、同時性または即応性を持つ対話性を有するもの）とする。

「オンデマンド」: 受講者がリクエストしたタイミングでオンライン講義が提供されるサービス

③研修受講者の募集と受講決定通知の送付

研修実施機関は、指定研修等の実施に際して、予め募集要項を作成し、研修カリキュラムの期間や実施方法、受講料等を示すこと。募集要項に含める内容は別に定める。

また、研修の申込者に対し、受講決定（受講不可を含む）を行ったときは、郵送または電磁的方法により受講者へ通知すること。受講決定通知に含める内容は別に定める。

④研修の履修認定

研修の履修認定に係る基準は以下のとおりとする。

(ｱ) 講義科目は100%とする。

(ｲ) 演習科目（見学実習を含む）は100%とする。

※ただし、演習科目については、受講者の疾病等により突発的に受講することが難しくなった場合などに備え、補講授業を予め設ける等の配慮をすることが望ましい。

研修実施機関は、受講者が、受講した指定研修等における全ての科目を履修したときは、その受講者に対して、修了証を交付すること。なお、修了証に含める内容は別に定める。

⑤欠席時の代替方法

欠席時の代替手段は、以下のとおりとする。

(ｱ) 講義については、欠席時の代替手段は認めない。

(ｲ) 演習については、原則、演習への参加を求める。例外的に、災害・感染症等の社会情勢に鑑み、対面での研修の実施が難しい場合には、インターネット等を活用した実施による代替を可能とする。

(ｳ) なお、現任者が疾病等により突発的に受講することが難しくなった場合などに備え、補講授業を予め設ける等、研修の実施の際、現任者への配慮を行うことが望ましい。

(ｴ) 見学実習については、欠席時の代替手段は認めない。

なお、１つの研修の修業年数は、基本的に単年度で履修を完了するものとするが、やむを得ない理由により単年度で履修完了とならなかった場合には、２か年間程度での修業を認めることとすること。

⑥講師要件

研修の講師は、別表４の科目ごとの要件を満たす者とする。また、講師は本資格の目的やその研修体系に関する知識を十分に持つ者であることが必要とする。

そのため、研修を担当する講師は、講師向けに用意された以下のオンデマンド教材を事前に視聴すること。

Ｉ．基盤講習

講習時間：2 時間

受 講 費：10,000 円（税込み）

Ⅱ．演習教授法講習

講習時間：3 時間

受 講 費：10,000 円（税込み）

ただし、Ⅱは、要件が以下に該当する場合には必ず視聴することとし、そうでない者であっても希望者には視聴させること。

研修認定区分	科目区分	研修科目名	学歴・実務等要件
1　指定研修	こども家庭福祉	全７科目共通	（エ）（オ）（カ）
	関連知識	こども家庭福祉Ⅱ（精神保健の課題と支援）	（イ）（ウ）（エ）
		こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	（ア）（イ）
		こどもの心理的発達と心理的支援	（イ）（エ）（オ）（カ）
		少年非行	（エ）（オ）（カ）（キ）
		貧困に対する支援	（エ）（オ）（カ）
		保育	（エ）（オ）（カ）
		教育	（イ）（ウ）
	こども家庭福祉とソーシャルワーク（総合）	全４科目共通	（エ）（オ）（カ）
2　追加研修	追加研修	見学実習Ⅰ以外の８科目	（エ）（オ）（カ）
		見学実習Ⅰ	（エ）（オ）（カ）
3　ソーシャルワーク研修	ソーシャルワーク	ソーシャルワーク演習Ⅰ、ソーシャルワーク演習Ⅱ、見学実習Ⅱ	（エ）（オ）（カ）

なお、演習教授法については、具体的な実施方法についての研修を実施する場合、希望者に受講させることが望ましい。

⑦講師の配置基準

講師は、受講者が十分に研修内容を理解できる数の講師を配置すること。

ただし、演習については、受講者 40 人に対し 1 人以上の講師を配置すること。また、オンライン・ライブで演習実施に際しては、受講者 20 人に対し 1 人以上の講師を配置すること。

上記に関わらず、演習のうち「見学実習」の「見学」における、見学施設・機関への 1 回あたりの訪問人数は、見学施設・機関のスペースや対応する職員の人数、現場での振り分けやプログラムの内容等によって変わることが想定されるが、見学施設・機関側の意向、現場での実践を妨げることのないように十分に留意すること。なお、一般的な施設等を考慮すると、１回あたりの見学人数はおよそ 5 人～10 人程度、場合によっては 10 人×2 グループ等も想定される。

（３） 研修管理システムの使用

研修実施機関は、指定研修等の実施にあたり、センターが指定する研修管理システムを使用し、受講希望者による研修の申込受付や、受講要件の確認、受講状況の管理、センターへの報告（受講決定、修了者など）等を行うこと。研修管理システムの仕様については、別に定める。

５．研修認定申請

指定研修等の認定にかかる申請は、申請する団体（４-（２）-①において「研修パッケージ」によって実施する場合はその代表として申請する団体を含む）において、事業年度ごとに、「指定研修」「追加研修」「ソーシャルワークに関する研修」のいずれか又は複数の研修を申請する。

（１）申請受付期間

申請期間は、毎年度、以下の３回とする。

第１回：６月１日から７月末日まで

第２回：11 月１日から 12 月末日まで

第３回：２月１日から３月末日まで

（２）申請方法

センターが定める様式と添付資料一式を、郵送またはメール添付にて提出する。

郵送の場合は「消印有効」、メールの場合は「必着」とする。

（３）申請様式

	様式名	備考
様式１	研修認定申請書	必須
様式１別紙	連合団体情報	他団体と連合して実施する場合のみ
様式２	申請要件及び添付書類の 確認チェックリスト	必須
様式 3-1	指定研修　講師一覧表	様式１の申請内容に基づき、 該当する様式を提出
様式 3-2	追加研修　講師一覧表	
様式 3-3	ソーシャルワーク研修　講師一覧表	
様式４	講師要件確認調書	必須
様式５	見学実習科目の見学先	追加研修またはＳＷ研修のみ

（４）申請時に必要な添付書類

指定研修等の認定にあたり、以下の書類を添付してください。

①定款（学校法人においては寄付行為に関する規程）

②登記事項証明書（法人の登記に関するもの）

③財務諸表（貸借対照表、貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、付属明細書、財産目録、監査報告書など一式）

④研修実施年度における事業計画書

⑤研修実施年度における収支予算書

⑥実施する研修の実施要項（案で可）

（５）研修認定の申請に係る手数料

研修区分	研修認定審査申請料
研修区分１（指定研修）	200,000 円
研修区分２（追加研修）	50,000 円
研修区分３（ソーシャルワークに関する研修）	300,000 円

研修認定審査申請料は、申請時において、研修認定を申請する団体がセンターの指定する金融機関に、所定の手数料の合算額を振り込むこと。

研修認定審査申請料は、研修が認定されなかった場合や取消しとなった場合にも返金しない。

６．研修認定委員会

指定研修等の認定にかかる審査は、認定申請の内容に基づき、研修認定委員会が行う。審査は毎事業年度に１回以上行う。審査結果は、センターによる所定の手続きを経た上で、申請をした団体宛てに、郵送または電磁的方法により通知する。

７．指定研修等の公開

センターが認定した指定研修等は、センターのホームページ等にて、以下の内容を公表する。

- 研修区分
- 研修実施機関名（連合して行う場合は、代表する実施機関名）
- 研修実施期間
- 申し込みまたは問い合わせ先
- その他、センターが必要と認める項目

８．認定の取り消し

以下の事由が確認されたときは、研修認定委員会での審議を経て、指定研修等の認定が取り消されることがある。

① 研修内容及び研修の運営に関して認定申請書記載内容と著しく差異が生じたとき

② 認定基準に反する又は満たさないという事実が確認されたとき

③ その他、当該研修を認定することが不適切であると研修認定委員会で認められたとき

なお、認定の取り消しを行ったときは、センターのホームページ等で公表する。

９．守秘義務

指定研修等を実施するにあたり、研修の実施機関となる団体は、センターとの間で研修の確実な実施及び受講者（受講申込者を含む）に関する情報の共有等に関する書面を交わすこととする。

研修実施機関は、指定研修等の実施にあたり、職務上知りえた秘密事項を他に漏らし、または盗用することをしてはならない。ここでいう秘密事項とは、センター及び研修実施機関が保有する情報であって、センターが秘密として管理するものをいい、電子的情報を含む。

様式１　こども家庭ソーシャルワーカー認定資格　研修認定申請書

申請日　西暦　　年　　月　　日

一般財団法人日本ソーシャルワークセンター
代表理事　白澤　政和　様

こども家庭ソーシャルワーカー認定資格研修認定申請書

こども家庭ソーシャルワーカー認定資格における研修認定に関して、以下のとおり申請します。

認定申請をする研修		□指定研修　□追加研修　□ソーシャルワーク研修	
実際に開講する際の研修名			
実施機関名（代表団体）			
実施機関代表者名		印	
実施機関住所等		〒 住所：	
		ＴＥＬ：	ＦＡＸ：
		ホームページＵＲＬ：	
事務担当者	所属部署		
	担当者氏名		
	連絡先	ＴＥＬ：	ＦＡＸ：
		E-mail：	
研修情報の開示方法		□ウェブサイト　（掲載先：　　） □その他　（掲載方法：　　）	
研修日程		年　月　日～　　年　月　日	
研修の申込受付期間		年　月　日～　　年　月　日	
研修の定員		人	
連合して実施する団体		□あり　□なし	
指定研修管理システムの活用方法 （それぞれ該当する箇所に☑）	受講費等決済管理	□manaable(GMOによる自動決済) ※別途GMOとの契約が必要 □manaable(手動による支払消込) □manaable以外のシステムを活用	
	研修実施及び受講者管理	□manaableを活用 □manaable以外のシステムを活用 ※システム名を以下に記載 （　　）	
備　考			

＜日本ソーシャルワークセンター使用欄＞

申請受付日		審査日程		審査結果	
備　考					

様式１別紙　連合団体情報

団体名①	
団体代表者名	
団体住所等	〒 住所：
	ＴＥＬ：
	ＦＡＸ：
	ホームページＵＲＬ：

団体名②	
団体代表者名	
団体住所等	〒 住所：
	ＴＥＬ：
	ＦＡＸ：
	ホームページＵＲＬ：

団体名③	
団体代表者名	
団体住所等	〒 住所：
	ＴＥＬ：
	ＦＡＸ：
	ホームページＵＲＬ：

団体名④	
団体代表者名	
団体住所等	〒 住所：
	ＴＥＬ：
	ＦＡＸ：
	ホームページＵＲＬ：

団体名⑤	
団体代表者名	
団体住所等	〒 住所：
	ＴＥＬ：
	ＦＡＸ：
	ホームページＵＲＬ：

様式２　研修認定の申請の要件及び添付書類の確認チェックリスト

【研修実施機関の認定基準】

　こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の指定研修等の実施にあたり、以下のとおり、こども家庭庁告示第14 号より児童福祉法施行規則第５条の２の１２第２項第７号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準を満たしていることを申請します。

- □ 研修の受講要件が、実施要項「3.受講対象者」に合致している
- □ 研修実施期間は、1年度以内に設定されている
- □ 実施する研修が、実施要項「2.認定する研修」および「別表 1」～「別表 3」で掲げる科目と時間数をみたしている
- □ 実施する研修の講師は、実施要項「4.認定基準」の⑵-⑥講師要件および「別表 4」で掲げる講師要件を満たしている
- □ 講習の実施場所が確保されている
- □ 見学実習の実施にあたり、実施要項「4.認定基準」の⑵-②-(エ)で掲げる指定施設を利用できる
- □ 実施要項「4.認定基準」の⑵-⑥講師要件および「別表 4」で掲げる講師要件を満たしている講師について、各科目を教授するのに必要な数の講師を確保しており、実施要項「4.認定基準」の⑵-⑦講師の配置基準に沿って配置されている
- □ 事務職員を有している
- □ 講習実施関係情報の管理及び維持経営の方法が確実である
- □ 講習を受講し、またはしようとする者に対し、講習の内容、講師その他の事項に関する情報を開示しており、その開示した情報が、虚偽また過大なものではない
- □ 講習の一部を委託する場合は、その委託を受けた者が、その講習について規則第 5 条の 2 の 8 に規定するこども家庭ソーシャルワーカーとなるのに必要な技能等を修得させるために必要な資力、社会的信用及び業務遂行能力を有する者である

【研修カリキュラム及び実施方法】

- □ 実施する研修の実施方法は、実施要項「4.認定基準」の⑵-②各号で掲げる事項を、効果的かつ確実に 実施できる
- □ 実施する研修が、「指定研修（別表 5）」「追加研修（別表 6）」「ソーシャルワークに関する研修（別表 7）」で示されている各科目の到達目標及び想定される研修内容の例示を踏まえた構成となっている。また、研修時間は、規定時間以上の時間が確保されている。
- □ 演習においては、具体的な内容を含む事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、複合的な課題への支援を遂行できる総合的かつ実践的な能力の修得に向けた指導等を行うプログラムとなっている。
  また、演習は、講義科目で学習した価値・知識・技術を統合して実践的な内容として展開することに留意しつつ、こども家庭福祉の支援において求められる実践的な能力を修得するため、個別指導並びに集団指導を用いて具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレーイング、グループワーク、事例検討等）を中心とする演習形態により行うプログラムとなっている

□ 演習は、参集・対面による実施を基本としている。ただし、インターネットを活用したオンライン・ライブで演習を実施する場合は、研修実施機関の責任の下、講師が受講者の参加状況を把握でき、講師と受講者ならびに受講者間の双方向性による演習展開を適切に実施できるなど、参集・対面で行う演習と同等の質を担保する工夫がなされている

□ （追加研修・SW 研修のみ）
見学実習科目は、参集・対面を基本としている。ただし、「事前学習」と「事後学習」について、インターネットを活用したオンライン・ライブで実施する場合は、研修実施機関の責任の下、講師が受講者の参加状況を把握でき、講師と受講者ならびに受講者間の双方向性による演習展開を適切に実施できるなど、参集・対面と同等の質を担保できる工夫がなされている

□ インターネット等を活用して研修を実施する場合、セキュリティ対策等のインターネット等を活用した研修の実施体制を確保することに留意し、また科目ごとに添削指導を行う、授業の理解度を確認する等、受講者の理解度や受講の姿勢を測ることができる

□ 研修の実施にあたっては、各研修の到達目標及び想定される研修内容の例示にある内容を十分に教授できる教材を使用する

□【複数の研修実施機関が提供する科目により構成される、1つの研修パッケージで行う場合】
研修に含まれる科目等で切り分けることなく、「指定研修」「ソーシャルワーク研修」「追加研修」の研修ごとに1つの研修パッケージとしている

□【複数の研修実施機関が提供する科目により構成される、1つの研修パッケージで行う場合】
研修パッケージは、複数の団体（学校、機関など）が連合する連合体で実施する。

□【複数の研修実施機関が提供する科目により構成される、1つの研修パッケージで行う場合】
連合する団体のうち1つの団体が代表して申請している

【認定申請に伴う添付書類】

□ 定款

□ 登記事項証明書

□ 財務諸表（貸借対照表、貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、付属明細書、財産目録、監査報告書など一式）

□ 研修実施年度における事業計画書

□ 研修実施年度における収支予算書

□ 実施する研修の実施要項（案で可）

□【複数の研修実施機関が提供する科目により構成される、1つの研修パッケージで行う場合】
指定研修等を連合して行うことが確認できる協定書等（案で可）

※その他、提出された申請内容の確認のため、上記以外の資料をご提出いただく場合があります。
その場合は、センターより個別にご連絡を差し上げます。

様式３－１　研修科目の内容・方法・講師等の概要（指定研修）

	指定科目名	実際に開講する科目名	開講日 （補講日）	実施形態 ※演習をオンラインで行う場合は、参集で行う演習と同等の質を担保する工夫を含む	到達目標・授業計画・企画内容など ※研修の具体的内容がわかるもの	使用するテキスト等	講師氏名	講師要件確認調書番号
1	こどもの権利擁護（講義）							
2	こどもの権利擁護（演習）							
3	こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割（講義）							
4	こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割（演習）							
5	こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）（講義）							
6	こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）（演習）							
7	こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）（講義）							

様式３－１　研修科目の内容・方法・講師等の概要（指定研修）

	指定科目名	実際に開講する科目名	開講日 （補講日）	実施形態 ※演習をオンラインで行う場合は、参集で行う演習と同等の質を担保する工夫を含む	到達目標・授業計画・企画内容など ※研修の具体的内容がわかるもの	使用するテキスト等	講師氏名	講師要件確認調書番号
8	こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）（演習）							
9	こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）（講義）							
10	こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）（演習）							
11	こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）（講義）							
12	こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）（演習）							
13	こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎（講義）							
14	こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎（演習）							

様式３－１　研修科目の内容・方法・講師等の概要（指定研修）

	指定科目名	実際に開講する科目名	開講日 （補講日）	実施形態 ※演習をオンラインで行う場合は、参集で行う演習と同等の質を担保する工夫を含む	到達目標・授業計画・企画内容など ※研修の具体的内容がわかるもの	使用するテキスト等	講師氏名	講師要件確認調書番号
15	こどもの心理的発達と心理的支援（講義）							
16	こどもの心理的発達と心理的支援（演習）							
17	児童虐待の理解（講義）							
18	児童虐待の理解（演習）							
19	少年非行（講義）							
20	少年非行（演習）							
21	社会的養護と自立支援（講義）							

様式３－１　研修科目の内容・方法・講師等の概要（指定研修）

	指定科目名	実際に開講する科目名	開講日 （補講日）	実施形態 ※演習をオンラインで行う場合は、参集で行う演習と同等の質を担保する工夫を含む	到達目標・授業計画・企画内容など ※研修の具体的内容がわかるもの	使用するテキスト等	講師氏名	講師要件確認調書番号
22	社会的養護と自立支援（演習）							
23	貧困に対する支援（講義）							
24	貧困に対する支援（演習）							
25	保育（講義）							
26	保育（演習）							
27	教育（講義）							
28	教育（演習）							

様式３－１　研修科目の内容・方法・講師等の概要（指定研修）

	指定科目名	実際に開講する科目名	開講日 （補講日）	実施形態 ※演習をオンラインで行う場合は、参集で行う演習と同等の質を担保する工夫を含む	到達目標・授業計画・企画内容など ※研修の具体的内容がわかるもの	使用するテキスト等	講師氏名	講師要件確認調書番号
29	こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）（講義）							
30	こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）（演習）							
31	こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）（講義）							
32	こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）（演習）							
33	こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）（講義）							

様式３－１　研修科目の内容・方法・講師等の概要（指定研修）

	指定科目名	実際に開講する科目名	開講日 （補講日）	実施形態 ※演習をオンラインで行う場合は、参集で行う演習と同等の質を担保する工夫を含む	到達目標・授業計画・企画内容など ※研修の具体的内容がわかるもの	使用するテキスト等	講師氏名	講師要件確認調書番号
34	こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）（演習）							
35	こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）（講義）							
36	こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）（演習）							

様式３－２　研修科目の内容・方法・講師等の概要（追加研修）

	指定科目名	実際に開講する科目名	開講日 （補講日）	実施形態 ※演習をオンラインで行う場合は、参集で行う演習と同等の質を担保する工夫を含む	到達目標・授業計画・企画内容など ※研修の具体的内容がわかるもの	使用するテキスト等	講師氏名	講師要件確認調書番号
1	こどもの権利擁護と倫理（講義）							
2	こども家庭相談援助制度及び実施体制（講義）							
3	児童相談所の役割と連携（講義）							
4	こども家庭相談の運営と相談援助のあり方（講義）							
5	こども家庭相談の運営と相談援助のあり方（演習）							
6	社会的養護と市区町村の役割（講義）							
7	こどもの成長・発達と生育環境（講義）							

様式３－２　研修科目の内容・方法・講師等の概要（追加研修）

	指定科目名	実際に開講する科目名	開講日 （補講日）	実施形態 ※演習をオンラインで行う場合は、参集で行う演習と同等の質を担保する工夫を含む	到達目標・授業計画・企画内容など ※研修の具体的内容がわかるもの	使用するテキスト等	講師氏名	講師要件確認調書番号
8	こども虐待対応（講義）							
9	こども虐待対応（演習）							
10	母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度（講義）							
11	見学実習Ⅰ（演習）							

様式３－３　研修科目の内容・方法・講師等の概要（ソーシャルワーク研修）

	指定科目名	実際に開講する科目名	開講日 （補講日）	実施形態 ※演習をオンラインで行う場合は、参集で行う演習と同等の質を担保する工夫を含む	到達目標・授業計画・企画内容など ※研修の具体的内容がわかるもの	使用するテキスト等	講師氏名	講師要件確認調書番号
1	ソーシャルワークの基盤と専門職（講義）							
2	ソーシャルワークの理論と方法（講義）							
3	地域福祉と包括的支援体制（講義）							
4	ソーシャルワーク演習Ⅰ（演習）							
5	ソーシャルワーク演習Ⅱ（演習）							
6	見学実習Ⅱ（演習）							

様式４　講師要件確認調書

講師要件確認調書№.	

ふりがな				
氏　名				
生年月日	年　　月　　日　（　　歳）			
担当する科目名	研修区分	科目区分	科目名	該当する講師要件
講師要件を満たすことが確認できる具体的内容	資格の登録番号、取得学位名と学位を得た教育機関名、講習会名・実施機関名と修了年月日、現場従事経験のある勤務先名・職種・期間、研修講師をした機関名・研修名・科目名・期間、講師要件に該当する所有資格名と登録番号など、該当する要件に即して必要な事項を記載すること。			

講師要件確認調書№.	

ふりがな				
氏　名				
生年月日	年　　月　　日　（　　歳）			
担当する科目名	研修区分	科目区分	科目名	該当する講師要件
講師要件を満たすことが確認できる具体的内容	資格の登録番号、取得学位名と学位を得た教育機関名、講習会名・実施機関名と修了年月日、現場従事経験のある勤務先名・職種・期間、研修講師をした機関名・研修名・科目名・期間、講師要件に該当する所有資格名と登録番号など、該当する要件に即して必要な事項を記載すること。			

様式５　見学実習科目の見学先

１．研修機関等名称　［　　］

２．見学実習を行う研修科目名

該当に〇を記入↓	研修種別	実際に行う研修科目名	定員
	追加研修【見学実習Ⅰ】		
	ソーシャルワーク研修【見学実習Ⅱ】		

３．見学実習の受入施設・機関

	当該施設に見学に行く研修の種別	見学先施設・機関名	施設・機関の種別名	１回あたりの見学予定人数（単位：人）(A)	見学受入の回数（予定。単位：回）(B)	(A) × (B)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
					合　計	

※表の欄は必要な分、増減して差し支えありません。

様式6　こども家庭ソーシャルワーカー認定資格　研修認定申請書【変更】

申請日　西暦　　年　　月　　日

一般財団法人日本ソーシャルワークセンター
代表理事　白澤　政和　様

こども家庭ソーシャルワーカー認定資格研修認定申請書【変更】

こども家庭ソーシャルワーカー認定資格における研修認定【**変更**】に関して、以下のとおり申請します。

研修認定番号			
研修認定日		年　　月　　日	
認定申請【変更】をする研修		□指定研修　□追加研修　□ソーシャルワーク研修	
実際に開講する際の研修名			
実施機関名（代表団体）			
実施機関代表者名		印	
実施機関住所等		〒 住所：	
		ＴＥＬ：	ＦＡＸ：
		ホームページＵＲＬ：	
事務担当者	所属部署		
	担当者氏名		
	連絡先	ＴＥＬ：	ＦＡＸ：
		E-mail：	

以下、変更する内容を記載してください。
・欄が不足する場合は別紙でつけてください。
・講師の変更などにより様式３、４号等についても変更がある場合には、<u>変更する部分に必ず下線を引き</u>、変更する部分だけでなく「一式」を提出して下さい。

	変更前	変更後
変更内容		
変更理由		
備　考		

＜日本ソーシャルワークセンター使用欄＞

申請受付日		審査日程		審査結果	
備　考					